

平成二十九年四月七日受領
答弁第一八一號

内閣衆質一九三第一八一號

平成二十九年四月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出安倍総理の言う二つの疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠一君提出安倍総理の言う三つの疑惑に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府として、私人のインタビューにおける私人の個々の発言について確認する立場はない。

三及び五から七までについて

御指摘の「籠池夫人見解」は、私人のインタビューにおける私人の発言であると承知しており、政府として確認する立場にないため、当該見解を前提とした質問にお答えすることは困難である。

なお、二及び五については、菅内閣官房長官は、平成二十九年三月二十八日午後の記者会見において述べたとおり、証拠のない言い合いを続けるよりは、誰にでも分かる客観的な証拠をきちんと示していくことが必要である、との趣旨で発言したものである。また、六については、安倍内閣総理大臣は、同日の参議院決算委員会において、事実がないと主張する者は当該事実がないことを証明することが難しく、一方で、事実があると主張する者により提示される証拠については検証されるべきである、との趣旨を述べたものである。

四について

平成二十九年三月二十四日午後の記者会見において菅内閣官房長官が述べた御指摘の「このメール」は、同日に自由民主党において公開されたものであると承知しており、政府において公開したものではない。